

伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

| | | | |
|------------------------|---|--------------------------|-----|
| 案 件 名 | 「伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）」について | | |
| 募 集 期 間 | 平成30年 4月23日（月）から 5月22日（火）まで （30日間） | | |
| 有効な意見の件数 （意見提出者数） | 9 件 （ 5 名 ） | | |
| 無記名などにより 無効となった意見件数 | 0 件 （ 0 名 ） | | |
| 有 効 な 意 見 の 取 扱 い | 反 映 | 意見の全て、または一部を 案に反映するもの | 1 件 |
| | 既 登 載 | 既に案に盛り込んでいるもの | 0 件 |
| | そ の 他 | その他の意見・今後の参考として 伺ったもの | 8 件 |
| 有 効 な 意 見 の 提 出 方 法 | 電子メール | | 3 名 |
| | 郵 送 | | 0 名 |
| | ファクシミリ | | 1 名 |
| | 直接持参 （担当課窓口・意見投函箱） | | 1 名 |
| お 問 い 合 わ せ 先 | 伊達市経済環境部商工観光課商工観光係（第2庁舎2階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線533） FAX番号 : 0142-23-1084 Eメール : syoukou@city.date.hokkaido.jp | | |

市民意見の公募結果

| 意見提出者 | 意見番号 | 提出された意見の内容 | 回答内容 |
|-------|------|--|--|
| 1 | 1 | <p>この度の小型風力発電設置に係るガイドラインのパブコメは、エネルギーの視点から商工観光課で対応するという風評がありますが、商工観光課の意欲に拍手をする次第です。</p> <p>個人的な思いとしては、環境政策は公害対策と異なり市民生活に密着したテーマであり何らかの形で市民の声を取り入れることは、時代の要請ではありますが、市には「情報公開」と「市民参加」を理念に環境基本条例（以下「条例」）が制定されていることは十分ご承知のことと思っています。</p> <p>条例の趣旨を理解する中で「第7条」「第13条」「第30条」「第31条」など事業者の責務、規制等の措置、協定の締結が記述されており、今回のような事案は「市の良好な環境保全」を基本に未来へ引き継ぐために環境行政の一部ととらえ、具体的に実践し細部法令にも詳しい環境セクションがベストと思われれます。</p> <p>以下、ガイドラインに対する意見は次のとおりです。</p> <p>5の事業の説明が気になる点です。</p> <p>計画段階から事業者がそれぞれ一方的に説明会を開催し、終了後着工という流れになった場合、周辺住民は市に不満を感じるようになる。そうならないためには、事業者と住民が論議を深める具体的なシステムが必要と考えます。</p> | <p>【 その他 】</p> <p>事業の実施に関しては、事業者と住民との信頼関係の構築が不可欠と考えており、事業者が一方的に説明会を開催し、終了後着工とならないよう、本ガイドラインでは説明にあたって、不安や疑問を可能な限り払拭するよう求めています。</p> |

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

| 意見提出者 | 意見番号 | 提出された意見の内容 | 回答内容 |
|-------|------|---|---|
| 2 | 2 | <p>我が国には、騒音規正法という罰則も定められた法律があります。この法は、近年の科学に照らせば、古い部分もありますが、我が国の騒音関連法の中では一番まともな内容を備えています。</p> <p>最も適切な点は、自治体の判断で、多くを変更可能なところです。</p> <p>小型風力や大型風力に関しては、国や自治体が、法的拘束力のない「ガイドライン」を示すのではなく、既存の騒音規正法を適切な内容にするだけで十分対応できると考えます。</p> <p>具体的には、騒音規正法の特定工場等の騒音規制では、「特定施設」（騒音を発する機械など）を有する事業所を「特定事業所」とし、そこから発せられる騒音全てを規制するという仕組みになっています。特定施設の内容は、最低限度の施設が国によって定められていますが、地方の実情に合わせて、自治体の判断で追加できます。この特定施設に、一定以上の出力を持つ発電装置を追加すれば、「騒音規正法」によって小型風車も大型風車も規制対象となります。</p> <p>あと、騒音規正法では、騒音規制対象範囲を「指定地域」として定める必要があります。この指定も自治体に権限委譲されており、国は都市計画法の区分を参考にしよう通達していますが、自治体の判断で、いくらでも変更可能です。事実、東京都や横浜市は、全域が「指定地域」とされていたかと思います。</p> <p>そもそも、騒音は死に至る健康被害を生じせしめる環境要因ですから、規制対象でない地域に住む住民の健康を保護しないことになってしまいますから。</p> <p>国の通達に従って「指定地域」を定めることは、「平等原則」を定めた憲法にも抵触します。</p> <p>したがって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伊達市全体を指定地域（A地域）とする。 2. 一定規模以上の発電装置を特定施設とする。 <p>という内容に騒音規正法の自治体裁量部分を変更すれば、特別なガイドラインを策定しなくても、風力発電施設は既存の騒音規正法による規制対象になり、届け出や規正法の遵守義務が生じることとなります。</p> <p>また、上述した平等原則の問題もなくなります。</p> <p>事業所側は地域指定を一律にA地域とすることに異論があるでしょうが、騒音規正法は、自治体の長が必要と判断した際に規制が適用されます。周囲に何の迷惑もかからないような騒音源が規制されるわけではありません。</p> | <p>【 その他 】</p> <p>ご意見のとおり、騒音が発生する特定施設や騒音を規制する地域の指定は、市公害防止条例において定めることができますが、現在、当市の条例は上位法令に準じており、規制のため、市独自に小型風力発電設備またはこれに準じる発電設備を特定施設に指定する場合や規制地域を拡大する場合は、他業種への影響などを十分勘案し、慎重に判断することが必要となります。</p> <p>また、本ガイドラインは、小型風力発電設備の設置、運用を阻害するものではなく、設置及び運用に関して適切な状況に誘導する基準等を設けることを目的としています。</p> <p>今後、騒音公害の情勢により特定施設の追加や規制地域の拡大等の必要が生じたときは、関係機関等と協議のうえ対応することとなります。</p> |

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

| 意見 提出者 | 意見 番号 | 提出された意見の内容 | 回答内容 |
|-----------|----------|---|--|
| 3 | 3-1 | <p>小型風力発電による騒音発生・景観の変化を問題と捉えてガイドラインを作成する市の方向性に賛成します。</p> <p>低周波音による健康影響の評価は、その手法が十分に確立しておらず、その中で適正な規制を行っていくのは非常に困難な作業だと思いますが、市民の健康や豊かな景観を守るために、より良い形を目指していただきたいと考えます。</p> <p>〈騒音・低周波音について〉</p> <p>1. 環境基準値との比較（騒音）や参照値での評価（低周波音）を行うためには、現況調査とその結果に基づく予測が必要になります。調査および予測の妥当性を確保するために、以下の内容を追加希望します。</p> <p>「調査および予測を行うとともに、その結果を公表し、専門家、伊達市、土地所有者等、設置区域に存する自治会及び住民等、関係公的機関、関係団体等に意見を求めること」</p> | <p>3-1 【 その他 】</p> <p>環境影響評価法に基づく環境影響評価の内容と限りなく同様の内容であることから、同評価を必要としない小型風力発電設備に関し義務付けることは、過度な規制になると考えます。</p> <p>このことから、本ガイドラインにおいては詳細な規定はいたしません。</p> |
| | 3-2 | <p>2. 低周波音について、現在広く使われている基準値は参照値ですが、参照値は対象となる周波数帯が限られている、参照値以下の値でも健康被害が確認されている、などの問題が指摘されています。これらの問題を少しでも改善するために以下の二点の追加を希望します。</p> <p>●「参照値が対象としていない周波数帯については、気になる一気にならない曲線※を用いること」</p> <p>（※気になる一気にならない曲線：「超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書（1981 中村ら）」）</p> | <p>3-2 【 その他 】</p> <p>環境省水・大気環境局長名で発出された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日付け：環水大大発第1705261号）」において、風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また他の環境騒音と比べても特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られないとされていることから、低周波音については原案のとおりといたします。</p> |
| | 3-3 | <p>●「小型風力発電設備の運用開始後において住民等に睡眠障害などの健康被害の訴えがあった場合、運用を停止すること。運用を再開する場合には住民などの合意を得ること」</p> | <p>3-3 【 反 映 】</p> <p>健康被害の対応については、6. 事業の運用において、「安全性の確保を十分に図る」としており、含まれるものと考えておりますが、素案の文章ではわかりづらいため、「住民等の安全の確保等を十分に図る」に修正いたします。</p> |
| | 3-4 | <p>〈法的拘束力について〉</p> <p>ガイドラインでは法的拘束力がないと理解しています。より積極的に市民の健康や豊かな景観を保全するため、法や条例に基づいた規制の実施を強く希望します。</p> | <p>3-4 【 その他 】</p> <p>国においても風力発電にかかるガイドラインを策定していることから、国に対して事業者等のガイドラインの遵守にかかる指導を徹底するよう引き続き要望し、市においてもガイドラインを基に風力事業を適切な状況に誘導するよう進めていきたいと考えております。</p> |

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

| 意見 提出者 | 意見 番号 | 提出された意見の内容 | 回答内容 |
|-----------|-----------------------|--|--|
| 4 | <p>4-1</p> <p>4-2</p> | <p>低周波による健康被害は、まだ十分に検証されておらず、どちらかといえば風力を設置したい国・業者側に立って基準が定められ、被害を受ける住民側に十分考慮されていないように感じます。</p> <p>景観についてですが、すでに風力が建っている黄金の風景を見るにつけ不愉快な気持ちになります。2～3基ならいざしらず何十基も建つと、回りの景観を壊し、人に不快感をもたらします。 伊達市には、将来を見据え、住民の健康、伊達の美しい景観の事を十分に検討していただきたいと思います。</p> | <p>4-1 【 その他 】</p> <p>低周波音については、国においても健康影響に関する明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。 しかしながら、睡眠への影響リスクを増加させる等、関連している可能性もあることから、本ガイドラインでは、環境省環境管理大気生活環境室が示した「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」を引用し、その影響の判断基準を設けています。</p> <p>4-2 【 その他 】</p> <p>景観については、北海道景観条例に基づく届出等、関係する法令を遵守するよう求めています。 また、場所により保護すべき景観の状況は異なることと思いますが、事業区域によって景観との調和を図ることや、良好な景観を著しく阻害することのないよう配慮し、必要な措置を講じるよう求めています。</p> |

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

| 意見提出者 | 意見番号 | 提出された意見の内容 | 回答内容 |
|-------|------|---|---|
| 5 | 5 | <p>「伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）」に関しまして1点要望がございます。</p> <p>「4. 設置及び運用の基準（1）住宅からの距離」は「100メートル以上離れた場所に設置すること」とありますが、この離隔距離を「500メートル以上」とすることを要望します。なぜならばその方が住民のさらなる安心安全につながると思えるからです。</p> <p>この「500メートル以上」の根拠ですが、道内に建つ小型風力発電設備に何度も足を運び、その現場で観察した私の感覚に拠っています。</p> <p>風車から発せられる「騒音」や「低周波音」について、知識としてではなく実際にどうなのだろうと、現場に立ってみました。</p> <p>その結果、緩急つけて回る風車の「視覚」に対する影響がことのほか大きいことを感じたのです。</p> <p>地上20メートルの位置にあるローターを中心にして、直径13メートルの羽が昼夜を問わず必要量の風が吹く限り回り続ける物体が街中にある状況は私の日常を見回しても見当たりませんので、その異質さに、はたして共存できるのだろうかかと不安になりました。ましてやその物体から発せられる音が心身の不調をもたらす原因になるかもしれないとなれば否定的な気持ちにもなりました。</p> <p>そこで風車から約70メートル、約500メートルと、位置を変えて観察してみましたところ、当然ですが離れるほどに心理的な負担感は薄らぎました。</p> <p>風車から受け取る感覚には、当然個人差はあるでしょうし、一概に何メートル離せば安心安全とは言えませんが、もしも私たち人間の生活圏に小型風力発電設備を受け入れるならば、出来る限り離隔距離を大きくとることが大切であると思えてなりません。</p> <p>「視覚」「聴覚」の両面からの安心安全が確保できてこそ、地域住民は「再生可能エネルギー」を心から喜び応援できるのではないのでしょうか。再考していただきたく要望する次第です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> | <p>【 その他 】</p> <p>逐条説明に記載のとおり、本ガイドラインでは、一般的な建設時の作業に要する面積等から判断し、現在認証を受けている小型風車の全高の3倍以上を離隔距離とすることによって、設置時および運用時の安全を確保するための基準としており、必要以上の離隔距離の規定は、過度な規制になると考えますので原案のとおりといたします。</p> |

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの